

### ① 保険証(被保険者証)の定期更新について

国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証は、有効期間が1年間で、毎年8月1日付けで切り替わります。現在の保険証は、有効期限が令和4年7月31日です。8月1日以降に医療機関へ行かれるときは、必ず新しい保険証をご持参のうえ、提示してください。

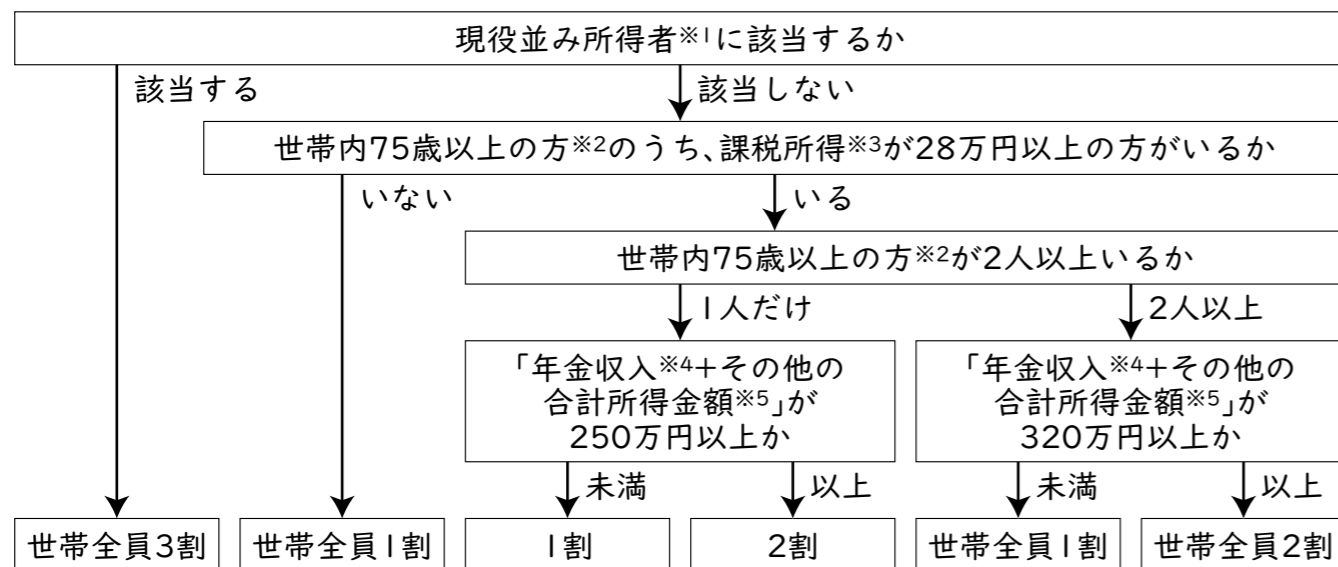
国民健康保険の保険証	水色(7月末までに、坂町から郵送)
後期高齢者医療保険の保険証	だいたい色(令和4年度は広島県後期高齢者医療広域連合から2回郵送) 1回目:7月末までに郵送(有効期限:令和4年8月1日~令和4年9月30日) 2回目:9月末までに郵送(有効期限:令和4年10月1日~令和5年7月31日)

保険者証が届かない場合は、役場保険健康課までお問い合わせください。  
※有効期限の切れた保険証は破棄するか、役場保険健康課または各出張所へ返却してください。  
問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504

### ① 後期高齢者医療制度の自己負担割合に「2割」が追加されます

後期高齢者医療制度の被保険者証の自己負担割合は、毎年8月1日に、前年の町民税の課税所得を基礎として、自己負担割合の判定を行います。

令和4年10月1日から、被保険者が一定以上の所得がある世帯の方は、自己負担割合3割(現役並み所得者)の方を除き、医療費の自己負担割合が2割になります。



※1「現役並み所得者」とは、町民税の課税所得145万円以上で、自己負担割合「3割」の方。  
 ※2「世帯内75歳以上の方」とは、後期高齢者医療の被保険者のことを指します。  
 (65~74歳以上の方で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)  
 ※3「課税所得」とは、所得から地方税法上の各種控除を差し引いた額です。  
 ※4「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含まれません。  
 ※5「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。  
 ※上記に関わらず、町民税が非課税の世帯である場合は、自己負担割合「1割」となります。  
 問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504  
 広島県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎502-3010

### ① がけ地等危険住宅移転事業補助制度について

土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や移転先住宅の建設費または購入費(借入金利子相当額)を補助する制度です。

対象住宅	町内の災害危険区域、がけ条例適用区域(※1)、土砂災害特別警戒区域(※2)のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅(既存不適格住宅) ※1住宅周辺のがけの形状を確認していただく必要があります。詳しくは役場都市計画課にご確認ください。 ※2土砂災害特別警戒区域は、広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。		
補助内容	区分	補助対象費用の内容	補助限度額(一戸当たり)
	補助対象住宅の除却費等	危険住宅の除却等に要する費用	975,000円
申請期限	補助内容	移転先住宅の建設費または購入費(借入金利子相当額)	7,318,000円 ・建物:4,650,000円 ・土地:2,060,000円 ・敷地造成:608,000円
	申請期限	11月30日まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。	

補助金の交付の決定前に、既存住宅の除却や移転先住宅の建設・購入の契約をしないでください。(先に契約されたものは、補助の対象外となります。)

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。  
 問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

### ① 木造住宅耐震診断補助制度について

地震時の住宅の倒壊等を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、町民の皆さんが自ら行う、木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する木造住宅耐震補助制度です。

対象住宅	昭和56年5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅で、現在、居住されているもの。木造在来軸組構法に限ります。
対象	坂町在住の補助対象建築物の所有者または、補助対象建築物にお住まいの方。
補助金額	耐震診断に要する経費の3分の2以内の額(上限2万円)
申請期限	11月30日まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。

耐震診断前に、町への補助金交付申請が必要となります。  
 詳しくは、ホームページをご覧ください。  
 問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513